



- Information
- Event
- Consultation
- Recruitment
- Lecture

## お知らせ

### 危険物取扱者試験の案内

令和6年度第3回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。

試験種類：甲種／乙種第一類～第六類／丙種

試験日：令和7年2月16日①

願書受付：12月13日②～20日③

試験会場：熊本市

願書・試験案内等配置場所：

(一財)消防試験研究センター熊本  
県支部、熊本市消防局、県内の消防本部、県総務部市町村・税務局  
消防保安課に11月14日④以降配置

④(一財)消防試験研究センター熊本  
本県支部

☎ 364・5005

### 土地利用方法の変更は

### 固定資産税係へ連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿

上の地目にかかわらず、毎年1月1日(賦課期日)の現況に基づいて認定されます。毎年5月頃に送付される「固定資産税課税明細書」で課税地目を確認し、現況と異なる場合は、固定資産税係まで連絡をお願いします。熊本地震で建物を解体し、さら地のままで宅地課税となっている土地も、課税地目の見直しが可能です。

地方税法に基づき随時実施する現地調査の結果、固定資産課税台帳の課税地目と実際の状況に相違があった場合は、職権で課税地目を変更します。

☎ 286・3380

### 耳で聴くハザードマップ

8月1日から、音声コード読み上げアプリ「ユニボイスブラインド」を使って、スマートフォンでハザードマップの情報を聴くことができます。視覚障がい者や高齢者などの災害リスクの確認にご利用ください。

利用料：無料(インストールや利用に伴う通信料は利用者の負担)

☎ 333・2811

### できることから始めよう

### 食品ロス削減!

10月は「食品ロス削減月間」です。県では、日常生活で取り組める4つ

の行動を食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として推進しています。

- ・ 買い物時の「てまえどり」
- ・ 外食時の「食べきり運動」
- ・ 事業者参加の「フードドライブ」
- ・ 消費者の意識を活かす「食ロスチェック」

☎ 333・2309



食品ロス削減アクション 四つ葉のクローバー運動

### 労働トラブルの解決に「あっせん」をご利用ください

県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主との間の労働トラブルについて、話し合いによる解決を無料で支援する「あっせん」を行っています。公益委員・労働者委員・使用者委員の3人のあっせん員が、解決のお手伝いをします。

正社員か否かは問いません。労働者・事業主のどちらからでも申請できます。

「話し合いが進まない」、「話し合っても平行線のまま解決しない」そんな悩みをお持ちの労働者・事業主の皆さん、お気軽にご相談ください。

☎ 333・2753

### 点検商法によるトラブルに注意

無料で点検すると言いつつ突然来訪し、点検結果が悪いと不安をあおり、強引に契約を迫るといった消費者トラブルが増えています。事業者の説明をうのみにせず、必要性をよく考えましょう。

また、契約を締結する際は複数社から見積もりを取った上で慎重に検討しましょう。

☎ 383・0999

上益城5町消費生活相談室  
☎ 286・3210(毎週⑤)

## 催しもの

### 令和6年度まちサポフェスタ

まちづくり活動支援センターに登録している「まちづくり活動団体」の活動を知ることができる、まちサポフェスタを開催します!

ステージ発表や活動に関する展示の他、ラジオ公開生放送や、「ましきメッセもやい市」から先着100人にアオサの無料配布も予定しています。入場無料です。ぜひお越しください。